

ぐんま知っ得食品表示

Vol.14

(令和4年8月発行)

発行元：群馬県健康福祉部
食品・生活衛生課
食品安全推進室

「ぐんま知っ得食品表示」は、タイムリーな食品表示に関する情報をお届けする消費者向け情報紙です。

食品表示は、消費者が食品を購入する際に、その食品の内容を理解し選択するための大切な情報源です。そのため、消費者へより正しく情報が伝達できるように制度の見直しが行われます。ここでは、最近の見直しについて主なものを解説します。

しいたけ(菌床栽培又は原木栽培)の原産地表示の見直し

これまで、しいたけの採取地(収穫地)を原産地として表示してきましたが、このことを見直し、原木や培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産国として表示することが義務づけられました。

※新しい表示に切り替える期限(経過措置期間)は、生鮮のしいたけは令和4年9月末まで、しいたけ加工食品(乾しいたけ等)は令和5年3月末までです。

生鮮しいたけ



栽培方法により、菌床(オガコ等に栄養源を加えたもので栽培すること)、原木(伐採した丸太を使って栽培すること)が表示されます。

しいたけ(菌床)
原産地:A国
採取地:群馬県

植菌地が表示されます。※経過措置期間は令和4年9月末まで

採取地の表示は任意になります。

しいたけ加工食品



(乾しいたけの場合)

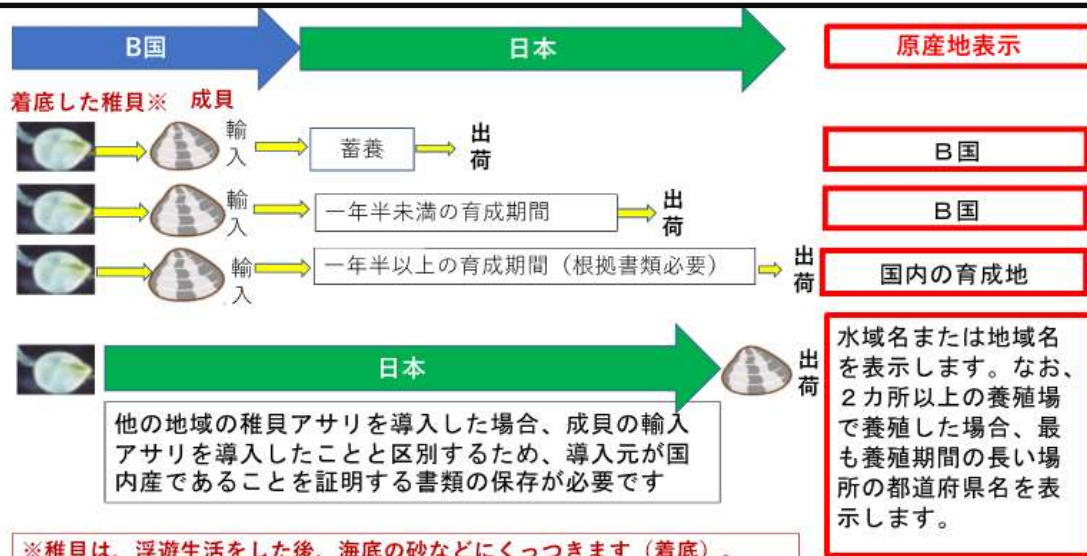
栽培方法により、菌床、原木が表示されます。

植菌地が表示されます。※経過措置期間は令和5年3月末まで

名称	乾しいたけ
原材料名	しいたけ(原木)
原料原産地	A国 (以下省略)

アサリの原産地表示の見直し

生鮮食品は複数の産地で育成された場合、最も育成期間の長い場所を原産地として表示することが原則ですが、アサリについては、この育成期間に、蓄養(出荷調整用等の目的のため、アサリを短期間一定の場所に保存すること)期間は含まれないことが明記されました。



玄米・精米の表示の見直し

農産物検査規格が見直され、精米年月日の表示から、精米時期の表示に変わりました。

産地や品種及び産年について、農産物検査を受けていなくても、表示事項に関する根拠資料が保管されていれば、表示できるようになりました。

生産者名など、消費者が食品を選択する上で適切な情報を、一括表示枠内に表示できるようになりました。



名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米（農産物検査証明済） 群馬県 ○○ヒカリ ○○年産		
内容量	10kg		
精米時期	○○. ○○. ○旬		
販売者	○○米穀株式会社 群馬県○○市○○町○○ 電話番号○○○○(○○)○○○○		

産地・品種・産年の根拠となった確認方法の表示は任意です。根拠となる確認方法は、農産物検査のほか、種苗の購入記録・生産記録

項目名称は「精米時期」となり、年月旬表示となります。

※ 品種・産年について、根拠資料を保管していない原料玄米を使用した場合は、右図のようになります。

原料玄米	産地	品種	産率割合
	複数原料米 国内産		10割

県ホームページに食品表示について説明した、以下の動画やテキストを掲載しています。ぜひご覧ください。 >群馬県ホームページ「食品表示教材をご利用ください」

URL : <https://www.pref.gunma.jp/05/by0100009.html>

動画で解説

「新 わかる！役立つ！食品表示」



食品表示のテキスト(PDF)

「ググッと役立つ食品表示ガイド」



ぐんま食の安全情報ツイッター

はじめました！！

食の安全に関する様々な情報をお届けしてます。

ぜひ、フォローしてください。



<問い合わせ先>

群馬県 健康福祉部

食品・生活衛生課 食品安全推進室

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

電話：027-226-2421,2425

E-mail : shokuseika@pref.gunma.lg.jp